

「令和3年長野県茅野市土石流災害義援金」の受付について

日本赤十字社では、令和3年長野県茅野市で発生した土石流により被災された方々への支援のため、次のとおり義援金を受け付けています。

皆さまの温かいご支援をよろしく願いいたします。

※ お寄せいただいた義援金は、被災地県に設置される災害義援金配分委員会を通じて、全額が被災地へ届けられます。

1 義援金名

「令和3年長野県茅野市土石流災害義援金」

2 受付期間

令和4年3月31日（木）まで

3 受付方法

(1) 窓口持参

次の窓口で受け付けています。

- ・保健福祉課（げんき 21）
- ・生田原支所地域住民課
- ・丸瀬布支所地域住民課
- ・白滝支所地域住民課

(2) ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号「00110-0-451779」

口座加入者名「日赤令和3年長野県茅野市土石流災害義援金」

※ ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振込手数料は免除されます。

※ 受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」とご記入ください。

(3) 銀行振込

受付窓口	金融機関名	口座番号	口座名義	受領証発行に係る連絡先
日赤本社	三井住友銀行 すずらん支店	普通 2787576	日本赤十字社 (ニホンセキジ ュウジシャ)	日赤本社 パートナーシップ 推進部会員課 (Tel:03-3437-7081)
	三菱UFJ銀行 やまびこ支店	普通 2105574		
	みずほ銀行 クヌギ支店	普通 0620537		

※ 金融機関によっては、振込手数料がかかる場合があります。

※ 受領証の発行を希望する場合は、各「受領証発行に係る連絡先」に次の内容をご連絡ください。

- 住所
- 氏名（受領証の宛名）
- 電話番号
- 寄付日
- 寄付額

■ 振込金融機関名及び支店名

4 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。